

物価高騰 支援制度のお知らせ

令和7年2月【第20報】



1. 経済・生活面の支援

■ 物価高騰支援 生活応援商品券事業

p. 1

2. 中小企業等への支援

■ 貨物自動車運送事業者支援事業

p. 2

■ 園芸用出荷資材価格高騰対策事業

p. 2

1. 経済・生活面の支援

全市民へ 3,500円分の
商品券を配布します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆物価高騰支援 生活応援商品券とは

物価高騰の影響を受けている市民の負担を軽減するため、全市民へ商品券を配布するものです。

◆対象となる方は

基準日（令和7年2月1日）において、住民基本台帳に記録されている方

◆配布する商品券の金額

1人あたり 3,500円（500円券×7枚）

※一般小売店等で使用できる「専用券」

2,500円（500円券×5枚）

一般小売店等と大型店で使用できる「共通券」

1,000円（500円券×2枚）

◆配布する時期及び方法は

令和7年2月下旬から、各世帯に郵送を開始します。

※1度目の配達で不在の場合 → 再度配達となります。

2度目の配達で不在の場合 → 「ご不在連絡票」が投函されます。

◆使用期限は

商品券到着後から令和7年5月31日まで

◆使用可能な店舗は

2月28日に、使用可能な店舗の一覧表を区長配布します。

※参加店舗は市の公式ウェブサイトです。

◆使用方法是

市内の参加店舗で商品券を提出して、飲食やお買い物、サービスに使用できます。

《商品券イメージ》



2. 中小企業者等への支援

貨物自動車運送事業者支援金を交付します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆貨物自動車運送事業者支援金とは

下記の「対象事業者」に対し、事業用車両の保有台数に応じて支援金を交付するものです。

◆対象事業者

市内に事業所等を有し、貨物自動車運送事業を営む事業者

※大企業は対象外

◆支援内容は

◇対象車両

貨物自動車運送事業を営むため保有する事業用車両（リース含む）

※事業用車両は、令和6年7月から令和6年12月までの間、事業に使用していること。

◇支援金の額

- ①軽自動車以外 20,000円/台
- ②軽自動車 10,000円/台

◆申請期間は

令和7年2月3日から3月31日まで

◆申請先は

産業戦略課へ提出してください。

※申請書類は、栗原市ウェブサイトからダウンロードするか、産業戦略課で配布します。

◆申請に必要なものは

- ◇申請書兼請求書
- ◇交付対象車両一覧
- ◇貨物自動車運送事業の許可書の写し
- ◇対象車両全ての車検証の写し及び写真

園芸用出荷資材価格高騰対策支援金を交付します



農林振興部農政園芸課
☎22-1135

◆園芸用出荷資材価格高騰対策支援金とは

園芸作物を栽培する生産者に対して、高騰した園芸作物流通に係る出荷資材購入費の一部を支援するものです。

◆対象となる方は

市内に住所を有する個人、農業法人又は集落営農組織で、園芸作物を栽培する面積が概ね10a以上であり、その園芸作物を販売する方

◆支援内容は

◇対象となるもの

園芸作物を出荷するために必要な段ボール、包装フィルム、トレー等の消耗品

◇支援の内容

令和6年度の園芸作物流通に係る出荷資材費のうち、令和3年度から増加した経費の一部を補助

◇支援金の額

令和6年度の購入金額（税抜）※1 ×
0.119※2 × 1/2（補助率）

※1：令和7年1月から3月分の購入費は前年同月の購入実績をもって算出します。（令和6年1月から12月の購入金額で算出）

※2：令和6年度の購入金額に対する令和3年度から増額した経費の割合（農林水産省「農業物価統計」をもとに算出）

◇補助下限額

1戸当たり 20,000円

◇予算額を超えた場合は、申請額から一定割合で減額する場合があります。

◆申請期間は

令和7年2月3日から3月31日まで

◆申請先は

農政園芸課または各総合支所市民サービス課まで提出してください。

※申請書類は、栗原市ウェブサイトからダウンロードするか、農政園芸課または各総合支所窓口で配布します。

◆申請に必要なものは

- ◇交付申請書、支払状況報告書
- ◇領収書や納品書等、購入品が確認できる書類の写し
- ◇振込口座と口座名義が分かる通帳等の写し